

市民センターに併設する11公民館の運営について(報告)

本市の市民センターに併設する11公民館では、平成23年度(湘南台公民館については平成22年度)から、各地域の公民館運営委員会(以下「運営委員会」という。)へ公民館業務を委託してきましたが、検証において、早急に改善すべき課題が明らかになったことから、課題解決に向けて検討を行ってきました。その結果、運営委員会の構成員を市の非常勤職員として運営を行うことが、最も効果的であるため、平成26年4月から新たな執行体制で公民館運営を行うものです。

1 現行制度の課題

アンケートや聞き取り調査による検証を行う中で、公民館運営については、地域の特性を生かし、おおむね円滑に行われているが、早急に改善を図るべき課題があることが明らかになりました。

- (1) 運営委員会は法人格を持たない任意団体であるため、社会保険等の適用外であり、身分や保障等の労務面において不安定で、組織として脆弱である。
- (2) 業務委託方式による請負形式の契約であるため、館長ほか市職員が、法令上直接の指揮命令を行うことができず、情報共有やコミュニケーション等の連携が不足する状況となっている。
- (3) 運営委員会にとって、契約・経理・税務事務等の事務処理は、専門的知識が必要で大きな負担となっており、本来業務に影響が出ている。

2 課題解決の視点と新たな方向性

課題を解決するために、法令遵守、市民とのパートナーシップや庁内連携、安定した利用者サービスの継続、運営を担う市民が働く上での環境整備の4つの視点から検討を行いました。その結果、運営委員会の構成員を市の非常勤職員とすることが、最も効果的な執行体制であると判断しました。

3 新たな執行体制の概要

(1) 非常勤職員の設置

公民館業務の円滑な運営を図るため、藤沢市公民館条例第2条第1項に規定する公民館(藤沢市立藤沢公民館及び村岡公民館を除く。)及び第3項に規定する分館に、非常勤職員を設置します。

非常勤職員の名称は、藤沢市公民館運営推進員及び藤沢市公民館事業推進員とします。

ア 公民館運営推進員の主な業務内容

- ・各種公民館事業内容の検討、講師等の交渉
- ・公民館事業計画及び事業報告の素案作成
- ・地域団体、公民館相互、庁内他部門との事業連携に係る調整

イ 公民館事業推進員の主な業務内容

- ・学級、講座等事業の開催、運営
- ・学習相談及び学習情報の収集提供

ウ 報酬額

- ・公民館運営推進員 日額 12,600円
- ・公民館事業推進員 日額 7,500円

(2) 市正規職員の役割

ア 公民館長

- ・従来どおり公民館全体の総括を行う。

イ 公民館を担当する正規職員

- ・非常勤職員の人事及び労務管理
- ・対外調整及び事業計画等の決定
- ・非常勤職員が行うことができない伝票執行等の財務事務及び文書事務

4 施行日

2014年(平成26年)4月1日

以 上